

韓国知的財産ニュース 2021 年 4 月後期

(No. 437)

発行年月日：2021 年 5 月 7 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法の一部改正法律案（議案番号：2109542）
- 1-2 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2109627）
- 1-3 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2109723）
- 1-4 特許審判に専門審査委員を活用するための「特許法」の改正公布
- 1-5 4 月 21 日から、アイデアを盗用すると損害額の最大 3 倍を賠償する

関係機関の動き

- 2-1 第四次産業革命をリードする特許ビッグデータの人材を発掘する！
- 2-2 特許庁、3 大新産業分野における専門審査人材を拡充！
- 2-3 特許審判院、第 16 回特許・商標判例研究の論文公募展を開催
- 2-4 技術流出防止および営業秘密保護に向けた政府部処レベルの基本計画を確立
- 2-5 特許庁、有望特許を保有しているスタートアップの発掘・育成に乗り出す
- 2-6 特許出願、遺伝子情報（配列目録）の提出方法が変わる！
- 2-7 特許庁長、ライダー開発の新興企業「SOS LAB」を訪問
- 2-8 特許庁、ソウル市と共同でアイデア公募展を開催
- 2-9 知的財産サービス産業のデジタルトランスフォーメーション、官民合同で支援する
- 2-10 特許庁、銀行圏青年創業財団と優秀技術創業企業への投資誘致説明会を開催
- 2-11 特許庁、「2021 D2B デザインフェア」公募展参加申し込みの受付開始
- 2-12 特許庁、特許明細書の操作行為に対して厳重に対応

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 新型コロナウイルス、「飲食店業」の商標出願トレンドを変える
- 4-2 本人が使っていた商標、他人が先に登録したら？

その他一般

- 5-1 [説明資料]「後を絶たない出題ミス…。揺れる国家資格試験」
(ソウル経済、2021年4月20日)
- 5-2 電気自動車時代にホットなホットスタンピング技術
- 5-3 2020年主要国の特許出願が減少する中、韓国は増加傾向を維持

法律、制度関連

1-1 商標法の一部改正法律案（議案番号：2109542）

議案情報システム（2021.4.16.）

商標法の一部改正法律案（議案番号：2109542）

議案番号：2109542

提案日：2021年4月16日

提案者：イ・ドンジュ議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、商標の「使用」を商標が表示されている商品を直接譲渡・引渡しする行為などに定義しているが、これは物の占有・移転を前提とした伝統的な方式の商標使用のみを規定しているものである。

しかし、第四次産業革命時代には伝統的な形態の商品概念に含まれない様々なデジタル商品（Digital Goods）などが登場しており、このようなデジタル商品に商標が使用される方式もオンライン上に商標を表示するか、又はオンラインを通じて一方的にダウンロードされる方式が一般化されている。また、現行法の第2条第2項第2号に既に商標の「表示」概念として、「電気通信回線を通じて提供される情報に電子的方法により表示する行為」を含めているにもかかわらず、商標の「使用」概念は、従来の伝統的な類型のみを規

定しているのは問題がある。

そこで、時代の変化に適合するよう、既存の商標「使用」概念を拡大して、様々なデジタル商品のオンライン流通を商標の「使用」に明確に含めようとするものである（案第2条第1項第11号）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号ロ目のうち、「譲渡又は引渡すか、譲渡又は引渡す目的で展示・輸出又は輸入する行為」を「譲渡、引渡すか譲渡又は引渡す目的で展示・輸出・輸入するか、電気通信回線を通じて提供する行為」とする。

附 則

この法律は、公布日から施行する。

1-2 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2109627）

議案情報システム（2021.4.21.）

弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2109627）

議案番号：2109627

提案日：2021年4月21日

提案者：キム・ウォンイ議員外11人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許庁又は法院に対して特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項を代理し、その事項に関する鑑定等のために弁理士を規定しており、これによって弁理士は知的財産権等に対する専門的な役割を担当している。

「弁護士法」の場合、広告に対する規制を法律に直接規制することで、法律サービス市場の健全な競争と消費者に対する情報提供の活性化を図っているが、弁理士業務に対する広告は法律的規制がない状況であり、各種の広報媒体の発達により資格がない者がサービスを提供するか、又は業務遂行に対する不当な期待を持つように広告する等の問題が発生している。

そこで、弁理士の広告に対する規定を新設して、法律サービス市場の健全な競争と消費者に対する情報提供の活性化を図ろうとするものである（案第8条の5新設及び第24条第3項新設）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第8条の5を次のように新設する。

第8条の5（広告）①弁理士・特許法人又は特許法人（有限）（以下、この条で「弁理士等」という。）は、自己又はその構成員の学歴、経歴、主要取扱業務、業務実績、その他その業務の広報に必要な事項を新聞・雑誌・放送・コンピュータ通信等の媒体を利用して広告することができる。

②弁理士等は、次の各号のいずれかに該当する広告をしてはならない。

1. 弁理士の業務に関して偽りの内容を表示する広告
2. 法的根拠が無い資格や名称を標榜する内容の広告
3. 客観的事実を誇張するか、又は事実の一部を欠落するなど、消費者を誤導又は消費者に誤解を招く恐れがある内容の広告
4. 消費者に業務遂行の結果に対して不当な期待を持つようにする内容の広告
5. 他の弁理士等を誹謗するか、又は自分の立場で比較する内容の広告
6. 不正な方法を提示するなど、弁理士の品位を毀損する恐れがある広告
7. その他、公告の方法又は内容が弁理士の公共性や公平な受任秩序を害するか、消費者に被害を与える恐れがあるものとして、大韓弁理士会が定める広告

③弁理士等の広告に関する審査のために大韓弁理士会に広告審査委員会を置く。

④広告審査委員会の運営とその他の広告に関して必要な事項は、大韓弁理士会で定める。

第24条第3項を次のように新設する。

③第8条の5第2項第1号及び第2号に違反した広告をした者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2109723）

議案番号：2109723

提案日：2021年4月26日

提案者：キム・ギョンマン議員外10人

提案理由及び主要内容

現行の特許共済事業は、中小・中堅企業を対象に知的財産権の紛争及び韓国内外の出願などの費用負担が発生する際、納入賦金の5倍まで低利で貸与することができる共済事業である。

ところで、共済事業の範囲が特許・商標・デザインなど知的財産の全般であるにもかかわらず、「特許共済事業」という名称のために事業範囲が特許に限定される混乱を招いており、第50条の4の法条文の題目と同一に「知識財産共済事業」に変更する必要がある。

また、相互扶助型政策共済の安定的な事業運営のために、財務健全性を維持するよう準備金を積み立てようとするものである（案第50条の4、第50条の5及び第50条の6）。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第50条の4のうち「特許共済事業」を「知識財産共済事業」とする。

第50条の5の題目のうち「特許共済事業の」を「知識財産共済事業の」とし、同条第1項各号以外の部分のうち「特許共済事業を」を「知識財産共済事業を」とし、同条第2項各号以外の部分及び第3項のうち「特許共済事業」をそれぞれ「知識財産共済事業」とする。

第50条の6を次のように新設する。

第50条の6（準備金の積立）①知識財産共済事業を委託された期間、又は団体は決算期毎に、将来に支給する還付金に充当するための準備金を計上し、これを別途積立・運用しなければならない。

②第1項による準備金の積立・運用に必要な事項は、大統領令で定める。

附 則

この法律は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

1-4 特許審判に専門審理委員を活用するための「特許法」の改正公布

韓国特許庁 (2021. 4. 19.)

専門審理委員が参加して特許審判の専門性を高めます

特許審判事件で専門知識と経験を備えた専門審理委員が参加し、意見（書面、口頭）を提示することができるようになり、審判事件の専門性が一層強化される見込みである。

韓国特許審判院は、特許審判への専門審理委員制度導入などの内容を盛り込んだ特許法改正案が 4 月 20 日に公布されることになり、10 月 20 日から施行される予定であると発表した。

専門審理委員制度は、審判専門性を補完するために、変化の速度が速い技術や現場の知識が必要な分野に対する専門性を持つ外部の専門家を審判に参加させる制度である。

今後、制度の運営に必要な規則などを設けて専門審理委員制度を施行していく計画である。

現在の特許庁審判官は、10 年以上の審査・審判経験および技術経歴のある専門家であるが、先端技術や現場の知識が必要な分野などは、外部の専門家を活用して専門性を補完する必要があると持続的に提起されてきた。

韓国法院は建築、医療、知的財産権などにおける紛争を解決するために専門知識と経験を必要とする事件を審理する際には、外部の関連分野の専門家が専門審理委員に参加して、迅速な審理ができるように支援している。

これから専門審理委員の参加制度が施行されれば、ビッグデータの活用、第 5 世代移動通信システム、二次電池などの先端技術分野における事件など、外部の専門家が参加して審判官の正確な判断に寄与することで、審判の品質も高くなると期待される。

特許審判院長は、「正確かつ公正な審判のために技術を深く理解して判断する専門性を備えることが非常に重要である」とし、「特許審判に専門審理委員を活用する特許法の改正

が完了され、速い技術変化に対応できる専門性を十分に補うことができるようになった」とコメントした。

また、「これから専門審理委員制度が滞りなく実施されるように、徹底に準備していくつもりである」と述べた。

1-5 4月21日から、アイデアを盗用すると損害額の最大3倍を賠償する

韓国特許庁 (2021. 4. 21.)

「不正競争防止法」の改正法、4月21日から施行 不正競争防止および営業秘密保護の中長期基本計画を確立

4月21日から中小企業・個人が公募展などに提案したアイデアを主管機関が無断で使用すると、被害額の最大3倍を賠償しなければならない。韓国企業の技術流出を防止するための政府レベルの基本計画も設けられる。

韓国特許庁は、このような内容を盛り込んだ「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、不正競争防止法）」が4月21日から実施されると発表した。

4月21日から施行される不正競争防止法によると、取引の過程で提供されたアイデアを無断で使用してアイデアの提供者に損害を与えた場合、損害額の最大3倍まで賠償額が増額される。今回の改正は、斬新なアイデアを正当な対価を払わずに使用する、いわゆる技術奪取行為を根絶するというのが趣旨である。

アイデア奪取疑いの事例

・「企業が実施した製品アイデア公募展に参加して提案したアイデアが採用されなかった。ところが、数ヵ月後、その企業が類似の製品を発売したため、アイデアの盗用が疑われる」（請願者のキム氏）

・「大手企業が納品の条件として技術資料を要求し、仕方なく提供したが、大手企業が他の競合他社にその技術資料を提供して価格競争をさせた後、納品価格の引き下げを要求した。」（A社の代表）

また、アイデアの奪取行為のような不正競争行為に対する是正勧告に従わないと、違反行為者の個人情報、違反事実および是正勧告の内容を官報などに公表することができる法的根拠が設けられた。

これまで不正競争行為に対する是正勧告は、それを履行しなくても過料などの特別な制裁が行われなかったため、その効果が不十分であるという指摘があった。

例えば、アイデア奪取行為に該当され、アイデアが含まれている「製品の販売禁止」を勧告しても、それを履行しなければ制裁できないという限界があった。

改正法の施行により、今後不正競争行為に対する是正勧告の実効性が大きく向上すると期待される。

不正競争行為に対する行政調査について当事者が産業財産権紛争調停委員会に紛争調停を申請すると行政調査を中止することができ、紛争調停が成立した場合は、行政調査を終結するようにした。

これにより、零細事業者や中小・ベンチャー企業間の紛争が早期に解決できると期待される。

最後に不正競争防止および営業秘密保護のための中長期 5 ヶ年基本計画と毎年の実施計画を策定する法的根拠が設けられる。

その間、不正競争防止法による技術保護対策は、主に技術流出の処罰および損害賠償などの事後救済を強化する方向に推進されてきたが、今回の改正法施行により国富流出（※）を防止するための事前予防活動も強化されると期待される。

※国富流出：国の財産が海外に流出されること

そのために 4 月から不正競争防止および営業秘密保護に向けた実態調査を実施し、実態調査の結果を基に、基本計画と詳細施行計画を確立する計画である。

基本計画の主要内容

- ・不正競争防止および営業秘密保護のための基本目標と推進方向
- ・不正競争防止などに関する紛争の現状および対応・実績、それに対する分析・評価
- ・不正競争防止などに関する韓国内外の与件の変化と展望
- ・法・制度の改善、中央部処・地方自治体や民間との協力事項
- ・不正競争防止などに関する国際協力策

特許庁長は、「今回の不正競争防止法の施行により、優越的地位を利用して他人のアイデアを無断で使用する行為が根絶されると期待している」とし、「特許庁は、健全な市場の

秩序を毀損する行為に積極的に対応していくつもりであり、変化するデジタル環境に能動的に対応するための政府部処レベルの中長期的な基本計画を確立し、韓国企業がグローバルな競争力をつけて成長できるように支援していく」と述べた。

関係機関の動き

2-1 第四次産業革命をリードする特許ビッグデータの人材を発掘する！

韓国特許庁 (2021.4.19.)

「2021 キャンパス特許ユニバーシアード」、4月19日から参加受付を開始
サムスン電子、ハンミ薬品など29の企業・研究機関が参加

韓国特許庁は、第四次産業革命の新技术に重点を置き、未来をリードするイノベーション人材を発掘するために4月19日（月曜）から6月7日（月曜）まで、「2021 キャンパス特許ユニバーシアード（以下「大会」）」に参加する参加者を募集すると発表した。

個人またはチーム（3人以内）で構成された韓国国内の大学（院）生ならば誰でも参加でき、大会のウェブサイト（www.kipa.org/cpu）でオンライン申し込みをすることができる。

企業・研究機関が出題した技術テーマについて大学（院）生が優秀なアイデアを提示すると、企業が採択して活用する大会であり、「発明事業化部門」と「特許戦略部門」に分けて行われる。

発明事業化部門は、企業・研究所が保有している特許技術を分析し、それに基づいて具体的な事業化の戦略を確立する部門であり、特許戦略部門は、企業・研究所が提示した技術テーマにおける中核特許とR&D戦略を企画する部門である。

大会にはサムスン電子、ハンミ薬品、現代自動車、SKハイニックス、韓国電子通信研究院など、計29機関が参加して40問題（発明事業化部門9問題、特許戦略部門31問題）を出題した。

特に、2021年は第四次産業革命における未来の有望技術である自律走行、仮想現実などに対する問題を中心に問題され、未来の新技术に対する大学（院）生の理解度がより高まると期待される。

大会に参加した学生には、部門別に体系的なオン・オフラインの知的財産教育だけでなく、解答に対する専門家のコンサルティング教育も提供される。

受賞者には2020年より増えた3億3,000ウォンの賞金とともに褒賞（大統領賞、国務総理賞、科学技術情報通信部長官賞、産業通商資源部長官賞、特許庁長賞など）が授与され、スポンサー企業に志願する場合、就業優遇も受けることができる。

また受賞後に「次世代知的財産リーダー（YIPL）プログラム」に参加して、体系的な知的財産教育も受けることになる。

※韓国工学翰林院が運営する受賞者ネットワーク（CEO講演、産業施設訪問、就職メンタリングなどを提供）

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の大会で学生たちが特許ビッグデータを直接分析してみるにより、産業に対する洞察力と特許活用能力を同時に育てることができると期待している」とし、「特許庁は今後も産業界と協力して大学（院）生が特許ビッグデータ能力を備えた人材に成長できるように積極的に支援する」と述べた。

詳細な内容については、大会ウェブサイト（www.kipa.org/cpu）と大会事務局（韓国発明振興会の知識財産人材養成室、+82-2-3459-2813）に問い合わせることができる。

2-2 特許庁、3大新産業分野における専門審査人材を拡充！

韓国特許庁（2021.4.22.）

審査官（一般職6級）25人採用、5月4日（火曜）から5月7日（金曜）まで願書受付

韓国特許庁は、急激なデジタルフォーメーションにより技術・産業などの諸環境が急変し、グローバル知的財産をめぐる主導権争いが激しさを増している中で、高品質の知的財産審査サービスを提供するために研究開発と現場の経験が豊かな専門審査人材を募集すると発表した。

特許庁の審査官は、研究者や企業が創出した特許、デザイン、商標などが法律的に保護されるかどうかを審査して無形の権利を与える役割を果たしている知的財産保護の尖兵である。

「特許庁の一般職公務員 6 級（審査官）」におけるキャリア競争採用は、迅速かつ強力な知的財産の権利化に求められる 3 大新産業（BIG3）分野の競争力を強化するために人工知能、半導体、燃料電池、バイオ医薬、医療機器などの中核技術分野における専門審査官の募集を拡大するという点で意味深い。

特許庁の 6 級（審査官）におけるキャリア競争採用の規模は、計 25 人（行政職 3 人、技術職 22 人）であり、学位（修士以上）、または専門資格（弁護士、弁理士、薬剤師、獣医師など）を保有している場合、受験することができる。願書受付は、5 月 4 日（火曜）から 5 月 7 日（金曜）までの 4 日間行われる。

「2021 年一般職公務員 6 級（審査官）におけるキャリア競争採用の規模（25 人）」

行政 職列 (3 人)	技術職列 (22 人)									
	工業					農業	獣医	医療 技術	薬務	放送 通信
一般 行政	電気	電子	原子力	金属	化工	一般 農業	獣医	医療 技術	薬務	通信 技術
3	5	1	1	1	4	1	1	1	4	3

特許庁運営支援課の課長は、「高品質の審査サービスを提供して企業が迅速かつ強力な知的財産権を確保できるよう、専門審査人材を持続的に拡充していきたい」と述べた。

「特許庁一般職公務員 6 級（審査官）」のキャリア競争採用に関するより詳細な情報は、特許庁のウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) または人事革新処のナライルタ（公共機関採用サイト） (<http://gojobs.go.kr>) を通じて確認することができ、その他の内容は特許庁の運営支援課（+82-42-481-5111）に問い合わせることができる。

2-3 特許審判院、第 16 回特許・商標判例研究の論文公募展を開催

韓国特許庁（2021. 4. 22.）

韓国特許審判院は、知的財産関連の判例を研究する文化を拡大するために「第 16 回特許・商標判例研究の論文公募展」を開催すると発表した。

特許・商標判例研究の論文公募展は、2007 年から毎年開催される公募展であり、これまで特許・商標審判の品質向上と制度改善に寄与してきた。

受付期間は2021年4月21日から9月30日までであり、知的財産に関心があれば誰でも参加することができる。

応募者は、指定課題または自由課題分野に参加することができ、最優秀賞は指定課題の応募作品から選定する。

公募展の指定課題は均等侵害での課題解決原理および作用効果の判断に対する判例（大法院2021年3月11日宣告2019ダ237302）と、先出願登録商標と類似の後出願登録商標の使用が先願登録商標の侵害に該当するかどうかに対する判例（大法院2021年3月18日宣告2018ダ253444 全員合議体）である。

指定課題については、法院の均等論判断基準を論評することや全員合議体の判決が審判に与える影響などについて分析することができる

自由課題は指定課題以外の特許・商標に関する判例で、応募者が関心を持っている判例を自由に選択することができる。

特許審判院は、最優秀賞1件（産業通商資源部長官賞、賞金200万ウォン）、優秀賞2件（特許庁長賞、賞金100万ウォン）、奨励賞3件（特許庁長賞、賞金50万ウォン）を選定する計画である。

選定結果は、11月30日に発表され、12月中に授賞式が開催される。

特許庁の審判政策課の課長は、「均等論での作用効果判断や先出願登録商標と後出願登録商標の関係は審判官の審理に大きな影響を与える事案であり、今回の公募展を通じて審判基準の策定に活用可能なさまざまな見解が得られると期待している」と述べた

公募展の詳細については、特許審判院の審判政策課（+82-42-481-5484、sohnmj@korea.kr）にお問い合わせすると案内を受けることができる。

2-4 技術流出防止および営業秘密保護に向けた政府部処レベルの基本計画を確立

韓国特許庁 (2021. 4. 22.)

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正により初めて施行
2021 年内に基本計画を策定・発表する予定のため、基本計画を確立する推進団を発足
(2021 年 4 月 23 日)

韓国特許庁は 4 月 23 日 (金曜) 午後 3 時、ソウル市の EL Tower で「不正競争防止および営業秘密保護の基本計画を確立する推進団」(以下「推進団」)の発足式と第 1 回会議を開催すると発表した。

発足式には、KAIST の総長 (推進団長)、国会議員、特許庁長、推進団委員など 30 人余りが参加する。「不正競争防止および営業秘密保護の基本計画 (以下「基本計画」)」は、4 月 21 日に施行された不正競争防止法に基づいて、2021 年に初めて確立することになる。今回の基本計画は、技術・営業秘密流出の遮断、データの無断使用など新しい類型の不正競争行為の根絶など、知的財産を体系的に保護するための国レベルの総合計画である。

先端技術を確保するための世界的な技術覇権競争が激化する状況の中で、国の主要技術が外国に流出されると、国家競争力に多大な被害が起こる可能性がある。したがって、政府レベルの総合計画を策定し、それに体系的に対応することが何より重要である。

今回発足した推進団は、KAIST の総長を団長に、産業界、学界、法曹界など 30 人余りの民間委員を中心に構成された。委員は今後、技術保護、不正競争防止、デジタル・国際協力の 3 つの分科で活動することになる。

技術保護分科は国の主要技術における保護策と人材・営業秘密流出防止など、不正競争防止分科は形模倣・模倣品のような伝統的不正競争行為と新しい不正競争行為の規律など、デジタル・国際協力分科はデジタル環境におけるデータの無断使用など新しい類型の知的財産権侵害と技術安全保障の観点からの通商戦略などを主要テーマとして扱う予定である。

今後推進団は、分科別の活動を通じて 2021 年中に「不正競争防止および営業秘密保護の基本計画」を設け、関係部処との協議を経て、2022 年から本格的に履行する計画である。

推進団長は「未来に備える最良の戦略は、充実した知識を身に着けることであり、第三者のただ乗りを防止するために知的財産を強く保護することが重要である」と述べた。

特許庁長は、「基本計画は、韓国の知的財産保護レベルをさらに高めるための礎を置く作業である」とし、「各界の専門家委員による政策提言と深い議論を通じて、実効性のある基本計画を策定するつもりである」とコメントした。

一方、当日の行事は新型コロナウイルスの防疫規則を徹底に守り、特許庁の公式 YouTube チャンネルで生中継される予定である。

※参加者の最小化、会場消毒、入場前の発熱チェック、マスク着用、座席の間隔を空けるなど

2-5 特許庁、有望特許を保有しているスタートアップの発掘・育成に乗り出す

韓国特許庁 (2021. 4. 23.)

素材・部品・設備分野のイノベーション特許を保有しているスタートアップを募集

韓国特許庁は、素材・部品・設備分野の有望特許を保有しているスタートアップの発掘を推進すると発表した。

中小ベンチャー企業部が推進している「素材・部品・設備のスタートアップ 100」事業と協業して進行するものであり、特許庁は有望特許を保有しているスタートアップを別途で公開発掘し、中小ベンチャー企業部に推薦することになる。

特許庁が推薦する企業は、中小ベンチャー企業部が推進する「素材・部品・設備のスタートアップ 100」事業の書面評価が免除され、すぐ次の段階の技術・対面評価を受けることになる。

技術・対面評価を通過した 40 社前後の企業は、同事業の主管機関である各地域の創造経済革新センターによる約 1 ヶ月間の経営・技術診断や、大・中堅企業と連携して成長戦略を立てるなどの支援を受けることになる。

それとともに、最終的に選ばれる 20 社前後の企業には、最大 2 億ウォンの事業化資金と創業、技術分野に合わせた教育・メンタリングなどが提供される。

申請対象は、予備創業者または創業業歴 7 年以内のスタートアップとして素材・部品・設備分野の優秀な特許を保有している者であり、特許庁は申請者が保有している特許の権利性、技術性、事業性、事業能力などの評価を経て、本事業の推薦対象を選定する。

申請期間は4月30日（金曜）までで、韓国発明振興会のウェブサイトに掲載された事業計画書などの申請書類を作成して、電子メール(soul1244@kipa.org)に提出すればよい。

特許庁の特許事業化担当官は「有望特許という強みを持っているスタートアップが素材・部品・設備分野の技術成長をけん引できる強小企業に成長するよう、関係部処および民間機関と持続的に協力していく計画である」と述べた。

2-6 特許出願、遺伝子情報（配列目録）の提出方法が変わる！

韓国特許庁（2021.4.26.）

特許庁、専門家に聞く配列目録の国際標準説明会を開催

現場参加の申し込みは早期終了、現在はオンライン参加申し込みのみ可能

韓国特許庁は4月27日（火曜）午後1時に大韓弁理士会のセミナー室で世界的な所有権機関（WIPO）、大韓弁理士会と共同で遺伝子配列目録（※）の記載方法に関する国際標準説明会を開催すると発表した。

※配列目録：遺伝子を構成する核酸塩基などの配列順序の情報を収録したものであり、バイオテクノロジー特許の必須的な記載事項

説明会は、バイオテクノロジーに関連する韓国国内の出願および国際特許（PCT※）を申請しようとする出願人向けのものであり、新型コロナウイルスによりオン・オフラインの併設型で実施される。

※PCT（特許協力条約、Patent Cooperation Treaty）：一つの出願書をWIPOに提出すれば、複数の国に同時に申請した効果が得られる

WIPOに勤務している韓国人の専門家が遺伝子配列目録に関する新しい国際標準（ST.26）を直接紹介する。

また、現場では質疑応答を行い出願人の質問に対する専門家からの詳細な回答を聞くことができる。オンラインで参加した出願人ともリアルタイムで疎通する予定である。

バイオテクノロジー分野は、遺伝子関連の韓国内外の特許を受けるために国際標準による配列目録を必ず提出しなければならないが、2022年1月1日から新しい配列目録の国際標準が施行される。

特許庁は、配列目録に対する新たな国際標準が円滑に実施されるよう、WIPO と配列目録作成システムの改善、関連法令の改正、共同説明会の開催など、さまざまな方面で緊密に協力している。

「既存標準 (ST. 25) と新規標準 (ST. 26) の主な相違点」

区分	既存標準 (ST.25)	新規標準 (ST.26)
電子ファイルのフォーマット (Format)	TXT (テキストベース)	XML
長所と短所	①各項目が何を意味するのかを把握し難い ②情報の構造的な表現が難しい ③電子ファイルの提出の他、明細書に別途記載する必要	①各項目が何を意味するのか分かりやすい ②情報の構造表現が可能 ③電子ファイルのみ提出可能

特許庁の特許審査企画局長は「今回の説明会は、バイオテクノロジー関連の特許を受けるために必ず知っておくべき配列目録の国際標準について、WIPO に勤務している韓国人の専門家が直接、韓国の出願人向けに説明する場である」と述べた。

また、「特許庁は、韓国のバイオテクノロジー特許出願において、韓国内外で滞りなく特許を受けることができるよう、今後も WIPO と緊密に協力していきたい」とコメントした。

2-7 特許庁長、ライダー開発の新興企業「SOS LAB」を訪問

韓国特許庁 (2021. 4. 26.)

韓国特許庁長は4月26日(月曜)15時に「自律走行車の眼」となる「ライダー」を開発・製造する新興企業「SOS LAB」の研究所を訪問し、知的財産に関連する産業現場の声を聞いた。

韓国国内で唯一に固定型ライダーを生産する SOS LAB は、2020年に特許庁が主管した特許技術賞で世宗大王賞を受賞し、2021年のCES (コンシューマー・エレクトロニクス・ショー) でイノベーション賞を受賞するなど、韓国内外からその技術力を認められている。

特許庁は、SOS LAB を創業した 2016 年度から IP ナレ (※)、IP ダイレクト支援 (※※)、グローバル IP スター企業 (※※※) などの事業を通じて知的財産基盤の技術経営コンサルティング、海外権利確保費用の支援などを企業の成長段階別に合わせて支援している。

※創業企業が創業当初から IP 問題を解決して安定的に市場に参入し、中小・中堅企業に成長するように支援する知的財産能力強化の支援プログラム (コンサルティング、IP ポートフォリオの構築など)

※※企業の IP 関連のあい路事項について随時に相談・解決する緊急支援サービス

※※※輸出の成長潜在力が高い、地域の有望な中小企業が知財権基盤のグローバル強小企業として成長できるように IP 総合支援 (知的財産権の海外出願・登録料支援など)

今回の訪問では、知的財産権を保有し強小企業として成長している SOS LAB のような事例を拡大するための政府レベルの支援策が議論された。

特許庁長は、「企業の競争力の源泉は、知的財産である」と強調し、「企業の成長段階に合わせた知的財産支援プログラムを通じて、韓国企業の優秀な技術が保護されるよう積極的に支援したい」と述べた。

2-8 特許庁、ソウル市と共同でアイデア公募展を開催

韓国特許庁 (2021. 4. 27.)

社会・都市問題、国民が直接解決します

韓国特許庁はソウル市と共同で、ソウル市の社会・都市問題を国民の創造的なアイデアで解決する「特許庁-ソウル市アイデア公募展」を 4 月 28 日 (水曜) から 7 月 6 日 (火曜) まで 10 週間実施すると発表した。

特許庁は、ますます多様かつ複雑になっている地域社会の問題を、当事者の地域住民と一般国民が直接参加して解決するのが最も望ましいという認識により自治体のソウル市と共同で、今回の公募展を開催することになった。

これにより、国民は自分のアイデアでソウル市所在の社会的企業および公共機関などが発題した社会・都市問題を直接解決してみることで地域社会の発展に寄与することができ、参加機関は当面の問題を解決すると同時に、機関のイノベーション活動を促進する契機になると期待される。

公募展には、社団法人緑色交通運動など計 13 のソウル市所在の企業・機関団体などが参加し、このうち 7 つの参加機関が発題した課題（※）は、アイデア共有型の課題として、国民がアイデアを無償で提供し非営利的に使用するか、または提供されたアイデアで収益が発生した場合、収益の 3 分の 2 以上を社会に還元するのが特徴である。

※「自転車の不法駐停車を減らすアイデア（社団法人緑色交通運動）」、「視覚障害者が公共交通機関を便利に利用するようにサポートする情報提供アイデア（社会的企業 SM Planet）」など

他の 6 つの参加機関が発題した課題は、補償金を与えることで社会問題を解決する課題であり、民間企業 Hoyeon soft の「雨水管に廃水を無断放流することを防ぐアイデア」と、社会的企業 Kims AD の「夜間や雨天時の車線の視認性を改善するアイデア」の場合、最大補償金 500 万ウォンを支給する予定である。

アイデアの提案は、3 月に開設したアイデアプラットフォームである「アイデア路（www. idearo. kr）」を通じて行うことができ、公募アイデアのうち、課題を解決した優秀アイデアについては、別途授賞（賞金総額 550 万ウォン）もする予定である。

特許庁のアイデア取引担当官は「ますます複雑で多様化している社会問題を当事者である国民が直接解決することで、実質的な解決策が見出せる」とし、「今回の公募展を通じて社会・都市問題を解決できる優れたアイデアがたくさん発掘されることを期待しており、ソウル市以外の他の地方自治体とも公募展を開催する予定である」と述べた。

2-9 知的財産サービス産業のデジタルトランスフォーメーション、官民合同で支援する

韓国特許庁（2021. 4. 28.）

特許庁、NAVER CLOUD・韓国特許情報院と業務協約を締結

特許情報を活用する知的財産サービス産業のデジタルトランスフォーメーションに向けて、政府と民間が協業して体系的な支援策を設ける。

韓国特許庁は NAVER CLOUD、韓国特許情報院と 4 月 28 日（水曜）午後 2 時、江南 N タワーで、デジタルに基づいた知的財産サービスの商用化を支援する体系構築のための業務協約を締結する。

知的財産サービス業は、特許情報を分析して企業・研究所などに少数の専門家の経験・直観ではなく、データを基盤にして客観的な決定ができるように支援することで、研究開発の効率的な遂行および中核技術の確保に貢献（※）する産業である。

※韓国国内の半導体設備部品メーカーA社は、研究開発の段階から特許情報を探索・分析し、素材の微細気孔を最小化する新技術の開発に成功

特許情報の開放が拡大されてAIなど、それを分析する技術の発展につれ、韓国の知的財産サービス市場の規模は大幅に成長（※）した。また、特許情報が全世界で通用される技術情報かつ共通言語であり、韓国が第4位の特許大国であることを考えれば、海外進出によりこれからさらに成長する可能性の高い産業分野（※※）である。

※韓国国内の市場規模：2011年4,105億ウォン→2017年9,914億ウォン（2018年、韓国知識財産サービス協会）

※※ PCT出願シェア（2020年）のIPサービスの市場シェア（2017年）：米国21.5%：40.8%、韓国7.3%：4%

しかし韓国の知的財産サービス業は、まだ零細企業が多く（※）情報通信技術を適用したサービスの開発に困難している状況である。

※韓国国内サービス企業の65.5%は、年間売上高が10億ウォン未満（2018年、韓国知識財産サービス協会）

業務協約は、このような韓国国内企業のあい路を解決するために、人工知能・ビッグデータなどのデジタル技術に基づいたサービスを開発する企業を発掘、支援する内容で構成されている。

まず特許庁は、法・制度の改善、政府支援事業の発掘など、デジタル基盤の市場が活性化するように支援する。

その次に、NAVER CLOUDはサービス企業が新たに開発したサービスの運営テストおよび検証ができるように、自社が保有する支援プログラムをカスタマイズ型で提供し、東南アジアなどの国に対する販路開拓を支援する。

最後に、特許情報院は特許行政の情報化構築経験と技術に基づいた知的財産基本教育、事業化戦略および実証を支援する。

特許庁の産業財産政策局長は「2019年24兆ウォンだった知的財産サービス産業における世界市場の規模は2030年になると66兆ウォンに3倍近く伸びると見込んでいる」とし、「今日の業務協約を通じて韓国の知的財産サービス企業がデジタル基盤のサービスを開発できる環境造りにより、海外市場に進出して大きく成長すると期待している」と述べた。

※出典：Intellectual Property Service Market Size (Transparency Market Research, 2020)

2-10 特許庁、銀行圏青年創業財団と優秀技術創業企業への投資誘致説明会を開催

韓国特許庁 (2021. 4. 28.)

人工知能、モノのインターネット、バイオ分野の6社を対象に投資検討（最大3億ウォン）、特許事業化（最大4,000万ウォン）、FRONT1・D.CAMPへの入居機会などを提供

韓国特許庁は4月29日（木曜）16時にFRONT1で銀行圏青年創業財団（D.CAMP）とともに、優秀技術を保有している技術創業企業を発掘して支援するために、共同投資誘致説明会（D.DAY×特許庁）を開催すると発表した。

2021年で3回目を迎える同イベントは、政府の社会的距離の確保による防疫指針を遵守するために参加企業の発表者と投資家など最小人数が参加し、対面および非対面方式で開催され、一般人にはYouTubeチャンネルを通じて生中継される予定である。

行事に参加する企業には投資の検討（最大3億ウォン）、シニア対象の特許事業化パッケージ支援（最大4,000万ウォン）の機会に加え、現場審査による授賞およびD.CAMP・FRONT1に最大1年間入居する機会と韓国成長金融信用保証基金、フィンテック支援センターなどが支援する成長段階に合わせた金融、コンサルティング、教育、海外進出などの機会が与えられる。

計289社が申し込んで約48:1を超える高い競争率を記録した今回の「D.DAY×特許庁」に最終選抜された参加企業は、

- ・音声データのAI分析に基づいたモバイル認知症診断ソリューションを開発する会社、Able Therapeutics
- ・ゲームのように楽しむAIホームトレーニングプラットフォーム製作ツールを開発する会社、DEVUNLIMIT
- ・テキストを漫画に変えるAI技術の製作ツールを開発する会社、TOONSQUARE
- ・天然植物の軟化技術に基づいたビューティーソリューションを開発する会社、RAFIQ

・バイオフィルム技術に基づいた口腔健康ケアサービスを開発する会社、PROXI HEALTHCARE

・モバイル社員証・非対面モバイルアクセス管理ソリューションを開発する会社、MOCA System

の6社であり、人工知能、バイオ、IoTなどの新産業分野における特許を保有しているか、それを出願（準備）している会社である。

「D. DAY×特許庁参加企業」

企業名（創業時期）	技術分野	サービスの紹介
Able Therapeutics(2021年2月4日)	AI	音声データのAI分析に基づいたモバイル認知症診断ソリューション
TOONSQUARE(2019年11月21日)	AI	データを漫画に変えるAI技術の製作ツール
DEVUNLIMIT(2017年12月26日)	AI	ゲームのように楽しむ AI ホームトレーニングプラットフォーム
MOCA System(2019年9月5日)	IoT	モバイル社員証・非対面モバイルアクセス管理ソリューション
RAFIQ(2017年1月24日)	BIO	天然植物の軟化技術に基づいたビューティソリューション
PROXI HEALTHCARE(2019年9月2日)	BIO	バイオフィルム技術に基づいた口腔健康ケアサービス

特許庁は、優秀な技術創業企業が新産業をリードする強小企業に成長していけるよう、官民協力を通じた投資誘致と創業支援の他、独自の投資説明会である「知的財産スタートアップロードデー」と特許庁の支援事業を継続的に連携する「知的財産基盤の成長はしご」を支援する予定である。

特許庁の特許事業化担当官は、「革新的な新技術と知的財産で武装した技術創業企業は、ポストコロナ時代における新しい主役である」とし、「優秀な技術創業企業の発掘と成長を支援するため、さまざまな官民協力体制を拡大し強化していくつもりである」と述べた。

個性的なアイデアが自分ならではのデザインとビジネスに

韓国特許庁と韓国貿易協会はデザインビジネスの全課程が経験できる「2021 D2B (Design-to-Business) デザインフェア」の公募展に参加する作品を、4月30日(金曜)から6月11日(金曜)までにオンライン (www.d2bfair.or.kr) で受け付けると発表した。

本大会は、企業で出題した課題を見てデザインを提示する「企業課題部門」と本人が創作したデザインアイデアを提出する「自由出品部門」に申し込むことができ、18歳以上であれば個人またはチーム(2人)で、誰でも参加できる。

特に、「企業課題部門」に参加した、WINIX、SULBINGなど24企業は顧客のニーズと商品化の可能性が高いテーマを提示して、新しい感性を込めたデザインを期待していると意見を述べた。

受け付けられた作品は、事業性・審美性・創造性などを考慮して約130件を選定する予定であり、1次審査の合格者は、「D2B サマースクール(7月)」に参加し、知的財産権教育と参加企業・専門家のメンタリングを経て自分の出品作をビジネスに適したデザインに発展させることができる。

サマースクールの終了後にも専担支援コンサルティングを通じてデザインの出願を支援し、出願完了したデザインは2次審査を経て最終的に賞の種類が決まる。

本公募展には計4,700万ウォン賞金とともに産業通商資源部長官賞、特許庁長賞など約130点を授賞する計画であり、優秀作品は該当企業とライセンス交渉から契約までのデザインビジネスの全課程の支援を受け、最終的に商品化する作品はデザインロイヤリティを確保することができる。

また、相対的にライセンスの機会が少なかった「自由出品部門」の受賞作をデザインのニーズのある全国の1,800以上の中小企業に配布して受賞作の事業化への機会を拡大する計画である。

特許庁の産業財産政策局長は、「D2B デザインフェアは、予備デザイナーがデザイン出願から事業化までの現場実務を経験してみることができる非常に良い機会である」とし、

「今後もデザイナーが権利を自ら守ることができるように体系的な知的財産の教育を最大限支援していきたい」と述べた。

詳細については、大会のウェブサイト（www.d2bfair.or.kr）またはD2B デザインフェア事務局（+82-2-3153-7612）に問い合わせればよい。

2-12 特許庁、特許明細書の操作行為に対して厳重に対応

韓国特許庁（2021.4.29.）

大熊（デウン）製薬による特許明細書の実験データを操作した行為に対して、

(1) 審査官の職権による無効審判請求、(2) 検察に捜査依頼

韓国特許庁は、大熊製薬が重要な実験データを虚偽記載し、特許（※）を受けた事案について、(1) 審査官が職権で無効審判を請求し、(2) 特許法上虚偽行為の罪（※※）で検察に捜査依頼を要請すると発表した。

※特許第 1583452 号：胃腸疾患治療用の医薬組成物（登録日：2016 年 1 月 4 日）

※※第 229 条：虚偽、その他の不正な行為で特許/審決を受けた者→3 年以下の懲役、3,000 万ウォン以下の罰金

まず、担当審査官は、大熊製薬で薬理効果に対する実験データの大部分を操作したと判断して、薬品関連特許に不可欠な実験データに重大な瑕疵があるという理由で、職権による無効審判を 2021 年 4 月 28 日に請求した。これに対し、特許審判院では、上記の無効審判を迅速審判に早急に処理（※）することにした。

※無効審判の処理期間（平均）：（迅速審判）5 ヶ月前後、（一般審判）9 ヶ月前後

「大熊製薬特許の製薬成分（ビスマス）粒度数値に対する実験データ操作の疑い」



また、特許庁は特許法上虚偽行為の罪として 2021 年 4 月 28 日に検察に捜査依頼も要請した。大熊製薬が実験データを操作して特許を受け、操作したデータを真実であると陳述し、特許無効ではないという審決（※）を受けたと思われる行為に対して一罰百戒するために、強力に対処することにした。

※特許無効審判 2016 ダン 1231 号：審判請求人の安国（アングク）薬品（審決日：2017 年 1 月 23 日）

これに関連して、公正取引委員会は、3 月にデータを操作して、特許を取得（※）した後、特許訴訟を提起したと疑われる行為は、不公正取引行為に該当すると判断して、大熊製薬に是正措置と約 23 億ウォンの課徴金を賦課する議決をしている。

※公正取引委員会：食薬処の生動性実験（申請した薬の生物学的作用が、既存薬と同一であるか実験すること）のデータを調査した結果、特許明細書上の成功データ件数を増やし（1 件→3 件）、詳細な数値も操作したと判断

今回の事件をきっかけに特許庁と公正取引委員会は、特許関連事件の処理する際に一貫性を確保するため、事前協力を強化することに合意した。

今後、特許庁は今回の事件のように、重要な実験データなどを偽装し虚偽で特許を受けたと疑われる行為に対して特許制度の公正性を損なうものとみなし、厳重に対処する計画である。

特許庁の特許審査企画局長は、「IP 金融の拡大、懲罰賠償制度の導入などにより特許の経済的価値が上昇し、公正な特許制度の定着がより重要になっている」と強調し、「特許庁は書類を偽装して不当に特許を受ける行為に断固に対処するなど、積極的な行政を繰り広げていきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 新型コロナウイルス、「飲食店業」の商標出願トレンドを変える


韓国特許庁（2021.4.19.）

包装・配達業の出願は増え、訪問・外食業の出願は横ばい
家庭配達飲食店業や包装販売食堂業などにより、包装・配達は31.1%増

韓国特許庁は、2020年の1年間は2019年に比べて「家庭配達飲食店業、包装販売食堂業、テイクアウト食品サービス業など」のように包装・配達関連の飲食サービス業を指定（※）した商標出願が31.1%増加したと発表した。

※商標出願件数（2019年）9,974件（4.2%）→（2020年）1万3,077件（31.1%）

商標を出願する時には、商標を使用する商品またはサービス業を指定して出願（※）するが、2020年に出願された飲食店業に関連する商標は、新型コロナウイルスの影響により包装・配達関連の飲食サービス業が増加し、商標が実物市場の状況と密接な関係であることを示している。

※出願例示：（商標）（指定サービス業）家庭配達飲食店業、簡易飲食店業、包装販売食堂業など20のサービス業

社会的距離の確保による会社員のテレワークの活性化、学生の非対面（遠隔）授業の増加、外食および私的会合の自粛などにより「家庭配達飲食店業」が66.0%（※）、「テイクアウト食品サービス業」が58.9%（※※）増加した。

※家庭配達飲食店業：（2016年）8,916件→（2019年）1万3,285件→（2020年）2万2,047件（66.0%増）

※※テイクアウト食品サービス業：（2016年）5,769件→（2019年）9,276件→（2020年）1万4,742件（58.9%増）

そして、パンデミックの長期化により、国内外の旅行が事実上難しくなったため、消費者が旅行の一部を経験することによって満足したいというニーズをターゲットにした、航空機機内食提供業が121.1%（※）、ホテル飲食準備調達業が64.9%（※※）増加した。

※航空機機内食提供業：(2016年) 1,548件→(2019年) 1,278件→(2020年) 2,826件
(121.10%増)

※※ホテル飲食準備調達業：(2016年) 588件→(2019年) 555件→(2020年) 915件
(64.9%増)

一方、キッズカフェ業が28.7% (※) 減少し、レストランおよび料理予約業は18.2% (※※) 減少するなど、新型コロナウイルスにより営業に苦しんでいる業種の現実を反映した商標出願であると分析される。

※キッズカフェ業：(2016年) 2,177件→(2019年) 3,443件→(2020年) 2,454件(28.7%減)

※※レストランおよび料理予約業：(2016年) 516件→(2019年) 1,233件→(2020年) 1,008件(18.2%減)

飲食店業全体で見ると、2016年1万6,829件から2017年1万6,493件に減少した後、2018年1万7,545件、2019年1万8,933件に平均4%増加したが、2020年には前年比18.2%増の2万2,383件が出願され、ここ5年間で最も大幅な増加傾向を見せた。

出願人の類型別にみると、2020年の個人出願は1万6,093件で71.9%、法人出願は6,290件で28.1%を、地域別では首都圏が66.6%で全体の大部分を占めている。内・外国人別の出願現況を見ると、内国人が2万1,972件で98.1%、外国人は411件で1.9%を占めた。

特許庁の化学食品商標審査課の審査官は、「包装および配達に関する商標出願が増えたのは、新型コロナウイルスで営業に被害を受けた食品業界の従事者が変化した環境に積極的な対応した結果であり、商標を出願する際には、消費者の好みやニーズに合わせてカスタマイズされた戦略や他人の商標と差別化したブランド戦略が必要である」と述べた。

4-2 本人が使っていた商標、他人が先に登録したら？

韓国特許庁 (2021.4.27.)

先使用权制度を覚えましょう！

「事例」

1. マグロ店の「A」は、マグロの解体ショーの動画をソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) に投稿して有名になり、店は多くの客でにぎわっていた。その中で、ある

人から「A」の商標を登録したため店の名前を変えるか、使用料を払わなければならないという警告状を受け取った。

2. 弁当業者の「B」は商号を登録し、キリンの図形とその下に「B co. Ltd」という小さい文字を記載したロゴを付着し販売した。その後、ママ向けのコミュニティーサイト、ブログなどでは「キリン弁当」で話題になったが、ある日、ある人から「B」の商標を登録したため、これを使用する行為は商標権侵害に該当するという警告状を受け取った。

韓国特許庁は、誰かが先に商標登録をしたとしても、これまで使い続けてきた商標や商号の使用が全て禁止されるものではないと明らかにした。

商標法は、特定の要件を備えて商標を使用する善意の先使用者を保護しているため、それに該当するかどうかを確認する必要がある。

つまり、その登録商標が出願される前から不正競争の目的なしに使用してきた結果、(1) 当該分野（需要者・取引社会）によく知られているか、または(2)「商号」として使用する場合には、「善意の先使用者」として継続して使用することができる。

一方、「商号」は「商人が営業活動をする際、自分を表示するために使う名称」のことをいい、商号を所定の要件に従って使用する場合には、他人の登録商標と類似していても商標権侵害に該当しない場合がある。

つまり、「人格の同一性を表示する商号」を商取引の慣行に従って不正競争の目的なしに登録商標が出願される前から使用してきたのであれば、他人の登録商標を侵害する行為にならない。

「関連判例」

*判例番号：韓国大法院 1995年9月29日宣告 94ダ 31365判決



原告会社が「ドンソン」という商号をマンションの壁面にサービスマークとして使用したのは、被告会社がサービスマークを登録する以前からのことであり、この事件において両サービスマークの類似性や営業目的の類似性、営業活動の地域的隣接性などにもかかわらず、原告会社に、登録された被告会社のサービスマークの信用を利用して不当な利得を得ようとする意思があったとは見なしがたい。そのため、これは被告会社の登録されたサービスマークの権利範囲に属しないため、登録されたサービスマーク権の侵害に該当しない。

ただし、これらの先使用权は、紛争の初期には効果的に対応するのが難しいという限界がある。先使用权は、商標権侵害の可否を最終判断する訴訟の段階で議論される場合が多いのに対し、商標権者は他人の商標使用に直ちに制裁を加えられる手段（捜査機関に告訴状提出、使用差止請求権）があるからである。

また、「先使用权」が認められても、他人の使用まで禁止することはできない。つまり、先に出願して商標権を取得してから初めて他人の使用を禁止させるか、損害賠償を請求する積極的な権利行使が可能になる。

特許庁の商標デザイン審査局長は「本人が使っていた商標を他人が登録した場合、所定の要件を備えた場合に限って使用することはできるが、積極的に権利を行使することはできない」という点を指摘し、「安定的な事業運営のためには、事業の開始段階から商標登録を行い無駄な紛争に巻き込まれないことが重要である」と強調した。

その他一般

5-1 [説明資料] 「後を絶たない出題ミス…。揺れる国家資格試験」（ソウル経済、2021年4月20日）

韓国特許庁（2021.4.20.）

4月20日、ソウル経済「後を絶たない出題ミス…。揺れる国家資格試験」の報道について、次のように説明します。

「報道内容」

2月に行われた弁理士1次試験に出題された問題の多くが複数正解であったことにより、受験生が混乱していると報道。

「特許庁の立場」

韓国特許庁は、今回の弁理士試験の複数正解処理により、不便と混乱を経験した受験生の皆様にご了承の程お願い申し上げます。

今後、特許庁は韓国産業人力公団（※）と弁理士試験の管理に対する協力をさらに強化し、弁理士試験の公正・信頼性を向上させるよう、最善を尽くします。

※特許庁は「行政権限の委任及び委託に関する規定」に基づいて弁理士試験を国家専門資格試験の実施機関である韓国産業人力公団に委託して実施しています。

5-2 電気自動車時代にホットなホットスタンピング技術

韓国特許庁 (2021. 4. 26.)

ホットスタンピング市場を先取りするための特許競争が激しい

電気自動車の一充電当たりの走行距離向上に向けた技術競争が日増しに激しくなっている。電気自動車のバッテリー容量を増やすことには限界があり、ホットスタンピングを利用した車両の軽量化技術が最も現実的な代案として注目を浴びている。

※ホットスタンピング：高温加熱した鋼板を金型に入れ、プレスで押し成形する。その後、金型の中を焼き入れするように急冷させて強度を上げる技術であり、複雑な形態の車体を薄くても強い強度で製作することができる。

重いバッテリーを搭載した電気自動車においては、特に車体を軽くするホットスタンピング技術へのニーズがますます高まっており、このようなホットスタンピング市場の主導権を握るために関連企業との特許競争が激しくなっている。

韓国特許庁によると、ホットスタンピングに関連する五庁（IP5）の特許出願は、2010年から著しく増加し始めて年平均（2010～2017年）20%近く伸び、ここ3年間の特許登録件数は平均396件で史上最高値を更新した。

詳細技術別に見ると、ホットスタンピング関連の出願では、素材の出願が3,163件（62.1%）で最も多く、設備および車体部品の出願が1,767件（34.7%）でその後を継いでいる。

素材の出願は、メッキ材の出願が33.2%で最も多く、鋼板の出願が20.2%、メッキ方法の出願は7.3%を占めている。

出願人の国籍別に見ると、中国の出願割合が1,819件（34.6%）で最も多く、欧州1,470件（28.0%）、日本915件（17.4%）、韓国464件（8.8%）、米国397件（7.6%）の順となった。

欧州、日本の場合、特許権を行使するために海外に出願する割合が高く、各種の侵害事件に関連する特許権を多く保有しているため、ホットスタンピング技術を先導するグループを形成している。

中国の場合、大部分(73.2%)は自国に出願したものであり、自国出願の登録率が他のIP5に比べて低いことからみて、中国のホットスタンピング技術の水準はまだ高くないと見て取れる。

韓国は設備および車体部品の製造技術では強みを持っているが、素材に関連する出願の割合は56.4%で、欧州(69.1%)、日本(66.7%)より低く、主要外国企業が韓国企業を牽制するために、韓国出願の割合を増やしているため、ホットスタンピング用の新素材を開発することで、それに備える必要がある。

特許庁スマート製造審査チームの書記官は、「最近起きている特許紛争は全て素材に関連しているため、主要外国企業の特許素材に代わる新素材を開発し、特許で保護するのが何よりも重要である」と述べた。

また、「新素材に適した設備および熱処理方法に関する特許も並行して確立し、ポートフォリオを構築する必要がある」と強調した。

5-3 2020年主要国の特許出願が減少する中、韓国は増加傾向を維持

韓国特許庁(2021.4.26.)

韓国企業の強固な特許競争力

新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るった2020年の1年間、世界主要国の特許出願は減少した反面、韓国の出願はむしろ増加したことが分かった。

世界特許分野における5大先進国の協議体であるIP5(※)が共同発表した「IP5核心統計指標2020(※※)」によると、2020年のIP5特許出願は、計279万件で前年比2.2%増加した。

※IP5(Intellectual Property five offices):特許出願の上位5カ国である韓国(KIPO)、米国(USPTO)、欧州(EPO)、日本(JPO)、中国(CNIPA)特許庁との協議体

※※Key IP5 Statistical Indicators 2020 (www.fiveipoffices.org/statistics)

韓国に受け付けられた出願は、計 22 万 6,759 件で前年比 3.6%の増加傾向を見せ、米国 (3.9%減)、欧州 (0.6%減)、日本 (6.3%減) の出願が全体的に減少傾向を見せたのと全く対照的である。

コロナ禍という厳しい状況の中で、韓国企業が技術を先制確保してデジタル経済時代に向けた新たな跳躍を準備しようとする努力が読み取れる。

中国も特許出願が 6.9%増加したが、これは前年度の出願が著しく減少したことによるベース効果であると判断される。

※中国に受け付けられた出願：(2018 年) 154 万 2,002 件→ (2019 年) 140 万 661 件、9.2%減

グローバル特許競争力の確保に向けた韓国の努力は、国籍別の特許出願指標を見ると、さらに明確に分かる。

国籍別で見ると、IP5 に対する韓国人の出願は、計 25 万 142 件で前年比 4.8%増加し、韓国を含む全ての IP5 加盟国に対する特許出願が軒並みの増加傾向を見せている。

※2020 年韓国人による IP5 加盟国の出願/増加率：(韓国) 18 万 481 件、5.2% (米国) 3 万 7,949 件、3.0% (欧州) 9,106 件、9.9% (中国) 1 万 6,725 件、4.4% (日本) 5,881 件、4.4%

これは、現在の出願増加が自国中心の単純な量的拡大ではなく、世界中を対象に特許競争力を確保するための韓国企業の積極的な取り組みが反映された結果であることを傍証している。

特許庁の情報顧客政策課長は、「2021 年第 1 四半期における韓国国内の特許出願は、計 5 万 2,010 件で前年同期比 6.7%増であり、2020 年に続いて 2021 年も特許出願の増加傾向が続くと見込んでいる」とし、「新型コロナウイルスの影響が長期化している状況でも、攻撃的な投資をして特許権を先取りしようとする努力が続いているということは、非常に鼓舞的なことであり、特許庁も韓国企業がグローバル特許競争力を備えるように積極的に支援するつもりである」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム